

平成20年度市民活動 促進補助金受付開始

公益を目的とした非営利の自主的な市民活動・団体の自立を支援するために「市民活動促進補助金」を交付します。

受付期間 4月1日(火)～12日(土)の午前8時30分～午後5時15分まで※日曜を除く。
申込み 協働推進課へ。
申請書類 輝き市民サポートセンターに置いてある募集要項をご覧ください。また市ホームページからダウンロードできます。

UR <http://www.city.fussa.tokyo.jp/~kura>
協働によるまちづくり↓市民活動促進補助金申請書類
対象団体 ①から⑤のすべてに該当する団体
①市内在住並びに市内で市民活動を行っている及び行おうとする団体でおおむね5人以上で構成され、規約・会則がある。

②団体の運営の主たる部分で市からの支援等を受けていない。
③宗教活動、政治活動または営利活動を行うことを目的としない。
④特定非営利活動促進法に基づくもの以外の法人格を有しない。
⑤輝き市民サポートセンターに登録している。
補助金の種類
始業期支援補助金 活動期間が3年以下の団体に交付。
1団体あたりの補助金額10万円以内。1団体1回限り。
成長期支援補助金 活動期間が4年以上の団体に交付。
1団体あたりの補助金額は20万円以内。
補助対象事業 新規の公益事業を企画・実施に必要な経費に対し交付します。
その事業を行うことが団体の自立を促し、市民に

とっても、きわめて効果的であると思われる事業で、原則として市内で実施される事業に限りません。
※次の事業を除く。
①介護保険サービス事業
②市の委託事業
③市その他公的機関から補助を受けている事業または受ける予定の事業
(補助対象事業実施期間は5月1日～平成21年3月31日まで)

※詳しくは、輝き市民サポートセンターまたは市役所協働推進課で配布している「募集要項」をご覧ください。また市ホームページでもご覧いただけます。
公開審査会を行います
日時 4月19日(土)午前10時
場所 輝き市民サポートセンター(福生駅西口プチギャラリー4階)
※公開で行ないますので、どなたでもご覧いただけます。当日直接会場へ。
問合せ 協働推進課

春の全国交通安全運動 4月6日(日)～15日(火) **メインスローガン** 「やさしさが 走るこの街 この道路」
市民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。
運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止
運動の重点
①すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
②自転車の安全利用の推進
③飲酒運転の根絶
④二輪車の交通事故防止



安全安心まちづくり
地域の目で子どもの安全を見守りましょう
4月に入り、入学や進級の時期となります。特に小学生になったばかりの児童は、急に一人で行動することが多くなります。
子どもたちが事故や事件に巻き込まれないよう、ご自分の地域を歩くときなど、ちょっと目を配って見てください。また、子どもたちの危険な行動を見かけたら、ひと声かけてください。
※不審な人物を発見したら、迷わず警察(☎110)に連絡しましょう。
問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係・福生警察署生活安全課防犯係 ☎551・0110
また4月から撤去自転車

地区	面積(km ²)	空き巣狙い	前月末比	ひったくり	前月末比
本志	0.16				
町茂	0.28	1			
牛濱	0.23				
武蔵野	0.49				
福生	1.80	2	1	1	1
熊川	2.57	4	1	3	3
北園	0.32				
南園	0.41	1	1		
加美	0.61	1			
東町	0.05				
合計	6.92	9	3	4	0

駅前放置自転車 クリーンキャンペーン
4月9日(水)・10日(木)・11日(金)
市では、市内の駅(東福生駅を除く)から約300m以内を自転車等放置禁止区域に指定しています。
その区域内の道路や公園、駅前広場など公共の場所に自転車などを放置しますと、警告札を取り付け、その後に撤去し自転車保管場所に保管しています。
保管した自転車などを返還する際は、撤去保管料(自転車1,000円、原付2,000円)をいただいています。撤去した自転車などは随時利用者に対し引き取りの連絡を行っていますので、連絡を受けた方は保管場所に引き取りに行くようお願いいたします。

消防団訓練のお知らせ
市消防団では、4月から5月にかけて、市内小・中学校の校庭を借りて、ポンプ操法訓練を行います。
近隣の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。



実施場所
第1分団 第5小学校
第2分団 第1中学校
第3分団 第3小学校
第4分団 第1小学校
第5分団 第4小学校
問合せ 安全安心まちづくり課防災係

市内小・中学校の正門にオートロックを設置
児童・生徒の学校内の安全対策を向上させるため、市内の小・中学校10校の正門1か所にオートロックを設置しました。原則として授業時間中はすべての門を施錠していただきますのでご注意ください。
学校にご用の際はインターホンのある門に回って、学校職員に声をかけてください。お帰りの際は門に設置してある開錠スイッチを押して退出してください。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。
問合せ 教育委員会庶務課係

ご存じですか？ 市民活動災害補償保険制度

市民の皆さんが安心してボランティア活動などの公益的な市民活動に参加できるよう、市が加入している保険です。

◆どんなときに補償されるの？

傷害補償 市民の方・市民活動団体が市民活動中に事故にあい、負傷等を負った場合

賠償責任補償 指導者が参加者等に損害を与え、損害賠償責任を負うことになった場合

※補償内容は表の通りです。

傷害補償	賠償の種類	補償額
傷害補償	死亡補償	200万円
	後遺障害補償	6万円～200万円
	入院補償	1日につき3,000円
	通院補償	1日につき2,000円
賠償責任補償	賠償の種類	補償額
	身体賠償	1名につき6,000万円 1事故につき2億円
	財物賠償	1事故につき500万円
	保管物賠償	1事故につき500万円

◆申込みは不要です

事前の登録手続きや、保険契約の申込みの必要はありません。

◆事故が起きたら

すぐに協働推進課へお知らせください。事故発生から20日以内に連絡のない場合、補償金が支払われない場合がありますので、ご注意ください。

問合せ 協働推進課

また4月から撤去自転車

また4月から撤去自転車

また4月から撤去自転車

また4月から撤去自転車